

氷見市スポットワーク活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市スポットワーク活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、人材不足の課題を抱える市内企業の人材確保の取組みを促進し、市内企業の人材不足解消を図ることを目的とし、短時間の雇用契約を仲介する民間サービス（以下「スポットワーク仲介サービス」という。）を利用する市内の中小企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 氷見市内に事業所があること。
- (2) スポットワーク仲介サービスを利用して、雇用契約を締結した者の就業場所が氷見市内であること。
- (3) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第2項に規定する中小企業者等並びに同法上に規定のない法人又は組合で市長が特に認める者であって、別表第1に掲げる者をいう。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (6) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。
- (7) 同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団法人等）から他の補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定もないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 補助対象経費は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間においてスポットワーク仲介サービスを利用し、雇用が成立したことへの対価として、支払った手数料とする。

- 2 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、1事業者当たり50千円を上限とする。
- 3 補助金の額に小数点以下の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 消費税額、地方消費税額及び振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間において、氷見市スポットワーク活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。
 - (1) 誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第2号）
 - (2) 氷見市内に事業所を有していることが確認できる書類（営業許可書等）の写し
 - (3) 別表第2に掲げる分類（法人又は個人事業主）に応じた書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金の交付申請は、同一の補助対象者につき、1回を限度とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、当該申請に係る補助金の交付の可否について決定のうえ、氷見市スポットワーク活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して14日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、氷見市スポットワーク活用促進事業補助金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費明細書（様式第5号）
- (2) スポットワーク仲介サービス事業者に支払う手数料の内訳がわかる書類の写し
- (3) スポットワーク仲介サービスの利用内容がわかる書類の写し
- (4) スポットワーク仲介サービス事業者への支払い完了を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、氷見市スポットワーク活用促進事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助対象事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この補助金は、令和8年度の予算に係る事業に限り適用し、令和9年3月31日をもって廃止する。

別表第1（第3条関係）

業種・組織形態	補助対象者
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨ 組合、連合会	中小企業経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100名以下の者
⑪ 社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫ 財団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

別表第2（第5条関係）

法人	①履歴事項全部証明書の写し ②収受日付印（電子申告の場合は相当するもの）の付いた確定申告書の写し
個人事業主	①個人事業の開業・廃業等届出書の写し ②収受日付印（電子申告の場合は相当するもの）の付いた確定申告書の写し